

## 菟田町防災協会細則

第1条 菟田町防災協会の運営に必要な細部事項は、この細則に定めるところによる。

第2条 本会の庶務、会計等の事務処理は菟田町消防本部関係職員に委嘱することができる。

第3条 会則第4条(6)の趣旨により別に定める規定に該当する場合は、会員(従業員を含む、以下会員等という。)に表彰を行う。

第4条 会員等は、前条に該当する事項があった場合は遅滞なく会長に報告しなければならない。

2 会長は、報告を受けた時は役員会に諮り、表彰の可否を決定するものとする。

第5条 会員等が会務のため出張した場合は、実費を支給する。

(附 則)

- (1) この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- (2) この細則は、令和3年6月1日から施行する。